

## 第 2 号議案

豊川市寄附条例の一部改正について

豊川市寄附条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

### 豊川市寄附条例の一部を改正する条例

豊川市寄附条例（平成 2 0 年豊川市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の区分) 第 2 条 前条に規定する寄附者の意向を反映 するために行う事業は、次のとおりとする 。 (1)～(6) (略) <u>(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）</u> <u>第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひ</u> <u>と・しごと創生寄附活用事業</u> (8) (略)	(事業の区分) 第 2 条 前条に規定する寄附者の意向を反映 するために行う事業は、次のとおりとする 。 (1)～(6) (略)  (7) (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、企業版ふるさと納税の促進及び活用を図るため、寄附者の意向を反映するために行う事業にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を加える必要があるからである。